

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業経営の透明性及びコーポレート・ガバナンスの有効性が求められていることを十分に認識しております。また当社は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主及び当社の置かれた社会的立場を重視した公正・公明な経営システムを構築し、維持することを最重要課題としております。具体的には、適時適切な情報開示に努めることにより経営の透明性を高め、ステークホルダーとの円滑な関係を構築し、コンプライアンス体制の強化を図り、意思決定と業務執行が適切に行われるよう適正かつ効率的な取締役会の運営に努め、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるとともに、最適な企業組織のあり方を追求し株主及び他の利害関係者の期待に応えてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則2 - 4 1 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、女性・外国人・中途採用者といった属性を問わず、役職に見合った能力・経験・適性を有する者を登用すべきとの考えのもと、中核人材への登用についての属性ごとの定量的な目標値を設定しておりません。

一方で、当社は、多様化する顧客のニーズに対応するうえで、ダイバーシティの視点は極めて重要であると考えており、中期経営計画(2027年3月期～2030年3月期)においてもESG、SDGsの取組みを強化する項目を掲げ、ダイバーシティの促進により女性・外国人・中途採用者の管理職の育成、登用に力を入れる取組みをグループ全体で継続しています。

近年は新卒採用者において男性より女性が上回る傾向にあります。現状の当社の女性の採用・登用の指標は以下に示す通りです。

- (1) 正社員における女性比率: 41.8%
- (2) 新卒採用者における女性比率、過去3年間:
2024年4月入社: 48.0%
2025年4月入社: 66.6%
2026年4月入社: 66.6%
- (3) 女性管理職比率: 6.0%
- (4) 役員(取締役及び監査役、社内外問わず)における女性比率: 8.3%(1人/12人)
- (5) 男女間賃金格差(女性平均給与÷男性平均給与): 60.1% 正社員: 74.8%
- (6) 男性育休取得率: 80.0%

いずれも単体ベースの数値であり、2026年3月31日時点の実績です。

女性活躍推進の指標の一つである男女の賃金格差に関して、当社(正社員)では74.8%となっています。これは男性の勤続年数が長いこと、平均年齢が高いこと、給与の高い職群の比率が高いことなどが、影響していると考えております。

これらを是正するための取組みとして、仕事と生活の両立を実現する環境を強化し、管理職に占める女性労働者の割合を向上させるための施策を実行しております。

また人材育成方針、社内環境整備方針は、有価証券報告書、及び当社のホームページで公表しております。

【補充原則3 - 1 3 サステナビリティについての取組み等】

当社は、経営理念であります「包装用品とこれに関連する事業を通じ快適な社会づくりに貢献する」を実現するうえで、サステナビリティへの寄与が不可欠の要素であると考えております。中期経営計画(2027年3月期～2030年3月期)においてもESG、SDGsの取組みを強化する項目を掲げており、2022年には代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しております。環境配慮型商品の開発や、電力使用量・CO2排出量の削減などにグループ全体で取組みを継続しています。

人的資本への投資については、各種の教育機会を設け、新人研修や、マネジメント研修などの階層別教育研修とDX研修、情報セキュリティ研修、ハラスメント研修などの分野別研修を対面型の他、e-ラーニングなども活用し実施しております。その他、当社の経営理念に則り「社員の楽しく健康的な生活」を支援すべく、ワークライフバランスの向上を重視し、社員一人ひとりの働きやすい環境を整備し社員のスキル向上と共に効率化を図っております。

2026年3月期有価証券報告書に人材育成方針、社内環境整備方針、ダイバーシティ基本方針を記載しております。

知的財産への投資は経営理念であります「常に顧客のニーズに応え創意工夫による市場拡大に努める」を実現するうえで重視しており、様々なデザインの開発を積極的に行っているほか、商品開発分野においては環境負荷の小さい素材の研究に力点を置いております。また、オムニチャネル戦略の積極的な展開のため、物流やITに関する投資も充実を図っております。

なお、当社は、TCFD提言に賛同を表明し、サステナビリティ委員会にて気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動等に与える影響について分析しています。

【補充原則4 - 2 - 2 サステナビリティに関する基本的な方針】

当社は、経営理念・企業行動指針を通じてサステナビリティに関する基本的な考え方を表明しておりますが、よりサステナビリティに関する活動を強化することを目的に、代表取締役社長を委員長とし、全執行役員を委員としたサステナビリティ委員会を2022年11月に設置いたしました。サステナビリティ委員会は、マテリアリティ(重要課題)や基本方針等の作成と見直しを行い、またマテリアリティ(重要課題)について各々の目標を定め、その内容を各本部、グループ企業に方針提示や指示を行いその進捗を管理する役割を担います。サステナビリティ基本方針、環境方針、人材育成方針、社内環境整備方針、ダイバーシティ基本方針の各方針につきまして策定・運用しており、当社HPにて開示しております。中期経営計画(2027年3月期～2030年3月期)においてもESG、SDGsの取組みを強化する項目を掲げており、関連の活動に関する詳細な当社の方針や施策については、2025年3月期から、統合報告書を作成し開示しています。

中期経営計画(2027年3月期～2030年3月期)では、事業ポートフォリオに関する戦略が盛り込まれています。この進捗について、取締役会が監

督する事で、企業の持続的な成長を目指しております。さらなる監督強化に努め、人的資本への投資を始めとした経営資源のより適切な配分を行うため、議論を深めてまいります。また、中期経営計画について修正が必要になった際は、速やかに開示いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式の保有は、縮減を基本方針としておりますが、当社の成長に資するか、将来的な事業の発展に資するかを総合判断し、例外的に実施しています。

個別銘柄の保有の適否に関しましては、株価の動向や受取配当金のみならず、関連取引の経緯や規模、将来の見込などの諸事情を勘案し、総合的な判断をしています。議決権行使基準については、企業価値の向上につながる意思決定を行っているかの観点から検討を行ったうえで、総合的な判断をしています。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、取締役の競業取引や利益相反取引につき、取締役会付議基準に則り、取締役会の決議事項といたしております。その審議・議決の際には、当該役員は、特別利害関係人として除外されます。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度と退職一時金制度(年金受給も可)を併用しているほか、上乘せ分として企業年金基金にも加入しております。同基金は、運用受託機関の選任、評価、運用業務等に関して、中立性・公平性の高い資産運用委員会にて審議し、運用を行っております。なお、退職一時金につきましては、退職給付信託にて運用及び支給を行っております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の社是、経営理念、企業行動指針、パーパス、長期ビジョン、長期方針、中期経営計画、統合報告書及びサステナビリティに関する考え方を当社ホームページで開示しています。

(会社の社是、経営理念、企業行動指針につき<https://www.shimojima.co.jp/aboutus/governance.html>)

パーパスにつき<https://www.shimojima.co.jp/aboutus/purpose.html>)

長期ビジョン、長期方針、中期経営計画につきhttps://www.shimojima.co.jp/ir/medium_long.html)

サステナビリティにつき<https://www.shimojima.co.jp/sustainability.html>)

(2) コーポレートガバナンスに関する基本方針は、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書、及び統合報告書にて開示しています。

(有価証券報告書につきhttps://www.shimojima.co.jp/ir/library/securities_quarterly.html)

コーポレートガバナンス報告書につき<https://www.shimojima.co.jp/aboutus/governance.html>)

統合報告書につき<https://www.shimojima.co.jp/ir/library/integratedreport.html>)

(3) 経営陣幹部、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、定額的な基本報酬と業績に連動する賞与の二本立てとしており、後者の算定では経営上の提案状況及びその実施状況、結果としての経営実績を斟酌しております。最終的に、報酬は取締役会が決定しております。監査等委員である取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

(4) 取締役会は、経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際に、取締役規程、取締役会規程、執行役員規程等により、法定要件を満たしているかどうかのほか、その人格と識見を重視し、指名報酬委員会に諮問し答申を受けたうえで、慎重に審議することとしています。また、その管掌業務の設定等に関連して、経歴や専門性を斟酌し、構成員のバランスをはかっております。

(5) 取締役の選解任理由に関しましては、株主総会の招集通知及び有価証券報告書で開示いたします。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社では、執行役員制を採用しており、重要な意思決定及び監督を取締役会にて実施し、日常的な業務執行を執行役員が実施するという基本体制をとっております。

重要事項の意思決定や監督に関する事項については、取締役会規程と取締役会付議基準等に規定しています。日常的な執行に関する委任の具体的な範囲は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により明確に定めています。各執行役員の管掌業務の概略に関しては、招集通知、有価証券報告書等で明記しています。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役の独立性を判断するうえで、独自の基準を設定しております。当該基準は本報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載の通りです。

取締役会は、同基準のほか、人格、経営に関する経験や見識、法律・会計・財務等に関する専門性など、率直・活発で建設的な検討への貢献を期待できるような人物を社外取締役の候補者に選定するよう、尽力しております。

【補充原則4-10-1 独立した指名報酬委員会の設置】

当社は指名委員会・報酬委員会の双方の機能を担う指名報酬委員会を設置しております。委員会の権限、役割、委員会構成の独立性に関する考え方については本報告書の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載のとおりです。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の構成に関する考え方】

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しております(原則3-1(4))。(取締役会での経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際は、取締役規程、取締役会規程、執行役員規程等により、法定要件を満たしているかどうかのほか、その人格と識見を重視し、取締役会が慎重に審議しています。また、その管掌業務の設定等に関連して、経歴や専門性を斟酌し、構成員のバランスを図っております。)

各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリックスを当該報告書の最終頁に記載しております。

【補充原則4-11-2 兼任状況の開示】

当社では、株主総会の招集通知、有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書を通じて、兼任状況の開示を行っております。

(招集通知につき<https://www.shimojima.co.jp/ir/stock/convocation.html>)

有価証券報告書につきhttps://www.shimojima.co.jp/ir/library/securities_quarterly.html)

コーポレートガバナンス報告書につき<https://www.shimojima.co.jp/aboutus/governance.html>)

また、業務執行取締役については、兼任は当社グループ内に制限されており、当社グループでの経営に専念できる状況にあります。

【補充原則4-11-3 取締役会の実効性に関する分析・評価】

- 当社は、企業価値の向上を図るべく、2026年3月、アンケート方式により、取締役会の自己評価を実施しました。
- 実施対象: 全取締役及び全監査役 (実施時点)
- 実施目的: アンケートを各対象者が記入の上、取締役会の実効性を客観的に検証し、抽出された課題について、必要に応じて改善を図る。
- 実施項目: 本年度は 全社リスク管理、英文開示、事業ポートフォリオ、ダイバーシティを重点項目としました。

結果概要:

全社リスク管理については、グループ全体のリスク状況の把握や体制の整備に関して改善の余地ありとの評価がなされました。
 英文開示に関しては、必要最低限のものは提供されているが、海外事業と併せた検討の余地やIRを含めたアクションプランの検討の可能性について言及や指摘がありました。
 事業ポートフォリオについては、成長投資や資源配分の最適化の検討につきさらなる注力が必要との意見が提起されました。
 ダイバーシティに関しては、人材育成、キャリアプランの開発など、継続的な努力が必要との意見がでました。
 以上のような結果を踏まえ、今後も着実な努力を進めてまいりたいと存じます。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役のトレーニングの重要性を認識しており、取締役規程でも義務化しております。これを受けて、取締役は、セミナーや研究会に出席し、研鑽を図っています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主からの対話の申込みに対しては、ディスクロージャーポリシーを自社ホームページにて開示し積極的に対応しています。また、決算の開示に際して、機関投資家向けの決算説明会を開催しているほか、IR窓口を設置し、その連絡先を自社ホームページにて開示しています。

(<https://www.shimajima.co.jp/ir.html>)

- (1) 当社は、IR担当取締役を選任し、経営企画部をIR担当部署としております。
- (2) 対話を補助するIR担当部署は、総務部・経理部と密接に連携して、株主との対話に努めており株主、機関投資家、個人投資家への対応をしています。
- (3) 対話の形式としては、個別の電話対談、個別面談のほか、IR説明会の開催により対応しております。
- (4) 対話において把握された株主の意見・懸念については、経営企画部や総務部より経営陣幹部にフィードバックされております。
- (5) インサイダー情報については、総務部を中心に社内規程によって管理しており、経営企画部、経理部等関連部署にも周知徹底を行っております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無	無し
アップデート日付 更新	2026年5月25日

該当項目に関する説明 更新

当社は、自社の資本コストについて、一般的な計算方法で導き出される数値及び実際に外部から要求される数値の両面を把握する取組みを行ってまいります。

当社は、株主資本コストを概ね7～8%程度と認識しており、これを上回るROEの実現を目指します。2026年3月期のROEは7.6%であり、引き続き改善に努めてまいります。また、PBRが1倍を下回る状況が続いていることを課題と認識しており、ROE及びPERの改善を通じて、早期にPBR1.0倍超の実現を目指します。

なお、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の進捗並びに今後の取組みについて開示しております。

(<https://www.shimajima.co.jp/ir/news.html>)

また、期間を2027年3月期～2030年3月期とした第2次中期経営計画「Dream Action 2030」でも開示させて頂きました。

(https://www.shimajima.co.jp/ir/medium_long.html)

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社謙友	4,175,600	17.84
有限会社ケイエヌジェイ	2,207,600	9.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,275,200	5.45
有限会社和貴	888,200	3.79
下島 公明	624,600	2.66
シモジマ従業員持株会	607,275	2.59
日本生命保険相互会社	560,547	2.39
シモジマ取引先持株会	542,348	2.31
下島 和光	501,781	2.14

有限会社K & M	492,600	2.10
-----------	---------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

上記のほか、当社が自己株式251,794株を保有しております。割合(%)は小数点第3位未満を切り捨てております。
また、大株主の状況の第10位に記載の有限会社K & Mと同一の持株比率を有する株主として、有限会社R & Tが存在しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	5名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 **更新**

5名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梅野 勉	他の会社の出身者											
岩崎 剛幸	他の会社の出身者											
唐澤 貴夫	弁護士											
大木 智博	公認会計士											
金井 千尋	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅野 勉			日邦産業(株)社外取締役であり、同社と当社との間に取引関係はありません。	梅野勉氏につきましては、永年にわたり自動車関連企業の経営者として経営に関与されております。経営全般の監視並びに取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・意見を期待できると判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員として指定しております。
岩崎 剛幸			ムガマエ(株)代表取締役、(株)アールエイズ社外取締役監査等委員であり、両社と当社との間に取引関係はありません。	岩崎剛幸氏は、経営コンサルタントとしての豊富な知識と経験を有しており、その豊富な知識と経験をもとに当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定を行い、監督機能の実効性を確保できると判断したものであります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員として指定しております。
唐澤 貴夫			兼子・岩松法律事務所 所属であり、当該事務所と当社との間に取引関係はありません。	唐澤貴夫氏につきましては、弁護士として豊富な経験により当社を取り巻く経営環境や諸事情にも精通し、公正かつ中立的な立場において、適切な助言や監督をしていただけると判断しております。また、同氏が所属しております弁護士事務所と当社には、取引等の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員に指定しております。

大木 智博		一般社団法人全国農業協同組合中央会監事、及び、太陽有限責任監査法人顧問であり、各組織と当社との間に取引関係はありません。	大木智博氏につきましては、財務会計に関する高度な専門的知識を有しており、当社の監査体制充実に資するものと判断しております。また、同氏が所属しております一般社団法人全国農業協同組合中央会及び太陽有限責任監査法人と当社との間には、取引等の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員に指定しております。
金井 千尋		金井千尋公認会計士事務所代表、農水産業協同組合貯金保険機構監事、㈱ワンロジスティクス監査役、清令監査法人社員、㈱乃村工藝社取締役(監査等委員)であり、各組織と当社との間に取引関係はありません。	金井千尋氏は、公認会計士としての豊富な知識と経験を有しており、その豊富な知識と経験をもとに当社経営に対して客観的意見や助言を述べていただくなどにより、一般株主と同様の立場において意思決定を行い、監督機能の実効性を確保できると判断したものであります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立した存在であると判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は固定しておりませんが、監査等委員会の要請に応じて補助使用人を置きます。当該使用人は監査等委員会の指揮命令に従い、業務執行取締役からの指示を受けません。また、当該使用人の任免・人事評価については監査等委員会の承認を要するものとし、独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部統制システムの実効性を高めるため、内部統制に関する社内体制を強化するとともに、業務執行部門から独立した内部監査部門(監査室)3名により、当社各部署及び子会社に対する内部監査(会計監査、業務監査、組織制度監査等)を定期的実施しております。監査対象は本社部門を始め全事業部門で、期末までに翌期の内部監査計画書を策定し、内部監査業務を展開しております。業務活動の効率性、違法性、社内規程の順守等に関する検証を行い、監査結果については内部監査報告書により代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。必要に応じて指摘事項の是正も行ってあります。

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)で構成され、独立の立場から取締役の職務執行を監査・監督することにより、企業不祥事防止及び健全な成長の確保を基本責務として認識しております。監査等委員は取締役会に出席し、付議事項の妥当性や手続きの適法性を確認するとともに、必要に応じて意見を述べております。また、常勤の監査等委員である取締役は経営会議等の重要会議に出席し、業務執行状況の把握及び必要な意見表明を行っております。さらに、当該会議等を通じて収集した情報を監査等委員会に共有することにより、監査等委員間の情報共有及び連携を図っております。また、連結計算書類及び計算書類等の監査については、会計監査人と会合を開催して情報を共有しております。さらに監査上の必要性に従い、内部監査部門と緊密な連携を保ち内部監査結果を活用しております。

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人を選任しており、監査等委員会と会計監査人は必要に応じて会合を開催し情報共有を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	1	5	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	6	0	1	5	0	0	社外取締役

補足説明

当社の任意の指名報酬委員会は、指名委員会と報酬委員会の双方の機能を担っており、取締役会の諮問に応じて取締役の指名、報酬、後継者計画等について審議を行い、答申します。委員は取締役会の決議によって選定されます。委員の過半数が独立社外取締役から成り、委員長を独立社外取締役としており、これにより委員会の独立性を担保しております。

指名報酬委員会の手続:指名報酬委員会規則で制定しております。決議は、委員の過半数の賛成をもって行っております。

開催頻度:原則として月1回

主な検討事項:取締役及び重要な役職員の選任及び解任、後継者計画、役員の報酬等

出席状況:2026年3月期におきましては、委員は各回において全員出席しました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 5名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の独立性基準を定めており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考えとしています。本独立性基準により、社外取締役5名は独立役員に指定しております。当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役をすべて独立役員に指定しています。

当社における社外取締役の独立性基準は、以下のとおりです。

- (1) 就任予定日または過去において、当社及び当社の子会社等または関連会社の業務執行者となったことがないこと。
- (2) 現に当社の子会社及び関連会社に所属している者でないこと。
- (3) 前1項・2項に関連して、就任予定日から遡って退職後10年間以上経過していること。
- (4) 直近3会計年度において、当社の株主名簿の上位10位以内の大株主、または大株主である団体に所属している者でないこと。
- (5) 直近3会計年度において、当社グループが実施した取引総額が相互に年間の連結売上高の1%以上の取引先に現に所属している者でないこと。
- (6) 直近3会計年度において、当社から役員報酬等以外に年平均100万円以上の金銭その他の財産上の収入を得ている会計専門家、法律専門家またはコンサルタント若しくは顧問契約先(法人または団体である場合は、現に所属している者)ではないこと。
- (7) 直近3会計年度において、年平均の総収入の1%以上の寄付を当社グループから受けている非営利団体に所属している者でないこと。
- (8) 前4項5項6項及び7項に関連して、団体または取引先等に所属していた場合、就任予定日から遡って退職後5年以上経過していること。
- (9) 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者または3親等以内の親族でないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員に対し、業績向上の意識を高めることを目的として、2022年5月11日開催の取締役会において2022年7月より業績連動報酬を導入する旨を決議しております。また、取締役(監査等委員である取締役を含む。)の報酬につきましては、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的なインセンティブとすることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

2026年3月期における当社の取締役に対する報酬等の額は、227百万円(うち、社外取締役に対する報酬18百万円)です。連結報酬等の総額が1億円を超える者はありませんので、各取締役個別の報酬は開示しておりません。

なお、上記報酬額は、2026年3月期における監査役会設置会社としての取締役に対する報酬額であり、監査役に対する報酬額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2026年6月25日開催の第65回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額を年間総額500百万円以内(うち社外取締役分は年額100百万円以内)とし、監査等委員である取締役の報酬限度額を年間総額100百万円以内とする旨決議をいただいております。

また、同株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定に関する件につきご承認いただいております。

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、従来の「基礎報酬と賞与」という体系を改め、固定報酬としての「基本報酬」及び変動報酬としての「業績連動報酬」からなる報酬体系を2022年7月より導入する旨を決議しております。その後、2026年6月25日開催の第65回定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行しておりますが、当該報酬体系については、当該移行後の体制においても継続して適用しております。当該方針は、コーポレート・ガバナンスに関する当社の基本方針に基づき、取締役が業務執行・経営監督に関する機能を適切かつ十分に発揮することにより、当社グループの持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資するよう定めております。

(1)役員報酬の構成について

業務執行取締役の報酬体系は各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の役割や職責に基づいて支給される「基本報酬(固定報酬)」と業績等に連動して決定される「業績連動報酬(変動報酬)」の2種類構成といたします。上記報酬の構成比率は、基本報酬:業績連動報酬(基準額)の比率を88:12といたします。

業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役には、業績連動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としています。

(a)基本報酬

基本報酬は職責に応じた堅実な職務執行を促すことを目的としています。基本報酬額は役位・就任年数・職責を勘案し、経験値・評価等を調整の上決定されます。

(b)業績連動報酬

業績連動報酬はグループの成長に向けた業績向上の意識を高めることを目的としています。(業務執行から独立した立場にある社外取締役及び監査等委員である取締役には、業績連動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としています。)

業績連動報酬総額は業績連動報酬基準額に、特定する業績指標の目標値達成度及び前年度実績値に対する達成度を反映した業績指標を乗じて決定いたします。

(注1)業績連動報酬基準額は、直近10年間における連結当期純利益の平均額を基礎値とし、当該金額に一定の割合を乗じて算出された金額といたします(ただし、報酬額の上限については、基準額の200%とします)。

(注2)業績指標は、i)連結売上高、ii)連結営業利益、iii)EPS(一株当たり利益)をもとに、各指標の目標値(事業計画値)及び前年度における実績値に対する達成度に応じて算定した係数となります。具体的には、下記の各基本指標とそれに関する各割合との積を合算した値となります。

<基本指標とそれに関する割合>

連結売上高に関する達成率(予算対比):15%

連結売上高に関する達成率(実績対比):15%

連結営業利益に関する達成率(予算対比):20%

連結営業利益に関する達成率(実績対比):20%

EPS(1株当たり連結当期純利益)に関する達成率(予算対比):15%

EPS(1株当たり連結当期純利益)に関する達成率(実績対比):15%

上記各基本指標は、当社の業績向上と本業の発展、株主の皆さまへの利益還元への寄与を重視する視点から選択しております。

業績連動報酬額 = (直近10年間における連結当期純利益の平均の一定割合) × (各基本指標 × 各割合)

なお、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(c)非金銭報酬

上記の第65回定時株主総会決議により、取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、譲渡制限付株式の付与を受けることができることとなっております。譲渡制限付株式の付与は、上記(a)基本報酬の内枠内において各取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選択に基づいて行わ

れます。

また、当社は、役員報酬制度の健全性および適正性を確保する観点から、譲渡制限付株式報酬制度において、取締役に不正行為、背信行為、その他当社規程に定める不適格事由が生じた場合には、当該株式の全部または一部を無償取得できる仕組み(いわゆるマルス条項)を設定しております。

(2) 報酬等の付与時期や条件に関する方針

報酬の付与の時期や条件に関する決定は、前事業年度の業績が確定した5月初旬以降に開催される取締役会にて行います。

(3) 報酬に関するガバナンスについて

役員報酬に関する方針・内容の決定権限は、当社取締役会にあります。同決定につき、取締役会は、任意の指名報酬委員会に対して諮問を行い、その答申を受けており、当事業年度に係る各取締役に対する報酬の決定に際しても、指名報酬委員会からの同答申を尊重し、上掲方針に沿うものと判断しております。

<前事業年度における指名報酬委員会への出席状況>

梅野勉 社外取締役(委員長) 10回/10回

岩崎剛幸 社外取締役 10回/10回

金井千尋 社外取締役 9回/10回

佐藤裕一 社外監査役 7回/10回

唐澤貴夫 社外監査役 10回/10回

大木智博 社外監査役 8回/8回

笠井義彦 代表取締役社長 10回/10回

下島雅幸 代表取締役副社長 8回/8回

本表は前事業年度の出席状況を当該時点の役職にて記載しております。一部の役員は当事業年度において役職の変更または退任が生じております。

【社外取締役のサポート体制】更新

(1) 社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)のサポート体制

取締役会の事務局である総務部より、資料及び議事録等を紙媒体または電子メールにて送付しています。また、議案内容に関する説明及び資料を求めた場合には、担当役員、担当部門または事務局が補佐しています。

(2) 監査等委員である社外取締役のサポート体制

監査等委員会が職務補助のために監査等委員会スタッフを置くことを求めた場合には、監査等委員の職務を援助するために必要な要員を配置します。また、その人事異動、評価、懲戒に関しては監査等委員会の承認を要することとしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

当社は、2026年6月25日開催の第65回定時株主総会において、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

当社取締役会は、当社グループ全体の視野に立った経営の基本方針及び経営の重要な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。監査等委員である取締役は、取締役会の構成員として議決権を有し、監査・監督機能を担っております。

本報告書提出日現在の経営体制は、取締役の員数は13名(うち社外取締役5名)、監査等委員の員数は4名(うち社外取締役3名)、執行役員は7名(取締役兼務6名は除く)となっています。

2026年3月期においては、移行前の監査役会設置会社体制のもと、取締役会を計14回開催し、事業ポートフォリオ政策、人事制度改革、設備投資、インバウンド需要への対応、次期中期経営計画、賃金政策等の重要事項について、職務執行の適切性、効率性等の観点から審議を行いました。

社外取締役は、取締役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するため意見等を述べるなど経営監視機能を強化する役割を担っています。

また、当社は執行役員制度を導入しています。執行役員制度導入の目的は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離により経営の効率化を推進し、権限を移譲することで業務執行上の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図るところにあります。

取締役会を補佐する協議機関として、代表取締役社長のもと業務執行取締役及び執行役員等によって構成される経営会議(原則月2回開催)は、当社及び当社グループに関する業務執行の相互調整による効率化を行っています。また、リスク管理の重要性に鑑み内部統制委員会、品質管理委員会などの任意機関を設け、ガバナンスの充実を図っております。取締役の指名・報酬につきましては、代表取締役及び社外取締役から構成された指名報酬委員会を設置しており、適正な取り扱いについて議論しております。

なお、2026年3月期においては、移行前の監査役会設置会社体制のもと、執行役員会(現 経営会議)を計23回開催し、マルチステークホルダー方針、物流適正化、従業員エンゲージメントの向上、中期経営計画、統合報告、人事制度改革、組織再編、財務方針等について調整を行ったうえで特に重要な事項については取締役会に上程しました。内部統制委員会は計4回開催し、各種法令への対応や、衛生管理・倒産・情報セキュリティ等のリスクへの対処等を議論いたしました。

また、2026年3月期においては、移行前の監査役会設置会社体制のもと、各監査役は客観的な立場から取締役の職務執行の監視・検証を行い、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施するとともに、内部監査部門及び会計監査人と連携し、各部門及び当社グループ各社に対するヒアリングや社内書類の閲覧等を通じて、取締役及び執行役員等の職務執行の妥当性及び効率性について幅広く検証しました。監査役会は計16回開催し、業務監査及び内部統制監査に関する報告を行いました。

さらに、業務執行部門から独立した内部監査部門は、定期的な監査と検証を実施し、善管注意義務違反や違法行為等の防止を図っています。

また、開示に関しては、ディスクロージャーポリシーにより、常に投資家等の視点に立ち、迅速、正確かつ公平に対処するものとし、会社情報を把握・管理し、適時適切な開示を行うものとしております。

さらに、財務報告に係る内部統制をはじめリスク管理やコンプライアンス活動に基づく体制整備により、適法性・妥当性について合理的な判断を行う体制としています。加えて、業務執行部門から独立した内部監査部門による定期的な監査と検証の実施により、善管注意義務違反や違法行為等に関して防止体制を採っております。内部監査部門に相当する監査室は、取締役と随時会合しているほか、監査等委員会との密接な連携を確保しており、また、定期監査や四半期レビューの報告等を通じて外部会計監査人との連携を保っています。

なお、会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。業務執行社員(公認会計士)は吉田英志氏、山本秀仁氏の2名であり、2026年3月期における会計監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他12名が携っております。同監査法人の継続監査期間は、監査法人の合併前の監査期間も含め32年になります。

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の透明性を高めること、並びに、意思決定及び執行のさらなる迅速化を目的として、第65回定時株主総会における承認をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が業務執行の適法性・妥当性の監査・監督を担うことにより、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実及び強化を図ってまいります。

社外取締役は、当社経営に対して客観的な意見や助言を提供しているほか、一般株主と同様の立場で意思決定に関与し、経営に対する監督の実効性を高めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会2週間前の6月11日よりも早い6月4日に発送しております。また、株主総会招集通知の発送に先立ち、当社ホームページに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる総会集中日の6月26日を避けております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンやスマートフォンでの議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知及び総会参考書類につき英訳版を作成いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社HPにてディスクロージャーポリシーを公開しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催いたします(年間2回)。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催いたします(年間2回)。	あり
IR資料のホームページ掲載	(IRに関するURL) https://www.shimojima.co.jp/ir.html (掲載している資料) 決算短信、有価証券報告書及び半期報告書、適時開示書類、決算説明会資料、株主総会招集通知、事業報告書、中期経営計画、統合報告書、電子公告 等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当取締役を選任し、経営企画部をIR担当部署としております。同部署内に担当者・窓口を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス企業行動指針の実施要綱(行動羅針盤)として、ステークホルダーの尊重を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動は全社で取り組んでおり、その内容は統合報告書として発行し、自社HPに掲載しております。 環境に関しては、会議体「環境プロジェクト」において環境に関する全社的な戦略を議論しています。 情報セキュリティの向上にも取り組んでおり、2021年2月、新たに、ISO27001の認証を通信販売関連部門にて取得いたしました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーにおいて、投資者等への迅速、正確、公平な情報開示を行うこと、ならびに法令及び取引所規則を順守し、公正な情報提供に真摯に取り組むことを方針として定めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針は次のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンスの推進活動に係る基本的事項であるコンプライアンス基本規程と取締役をはじめ全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱(行動羅針盤)を制定し、コンプライアンスの徹底を図ります。
 - ・代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、その構成員として内部統制委員会より指名された各部門長を配置しています。また、コンプライアンス担当役員を設置し、内部統制委員会の中でコンプライアンスに係る項目の審議をしております。
 - ・企業活動に関する法令を洗い出し、リスク評価を行い予防措置、対処方法、是正手段を検討します。
 - ・監査等委員会及び内部監査部門により関連規程と監査基準に基づく独立した立場からの客観的な監査等委員会監査を実施します。
 - ・社外取締役を選任し、事業に関するアドバイス及び取締役等の職務遂行のモニタリングが実施される体制を整え、業務執行に対する監督の強化を図り、取締役の指名や報酬決定においてその意見を尊重します。
 - ・取締役会の評価を実施し、その運営の適正を図ります。
 - ・取締役の指名・報酬及び職務に関して、社内規程(取締役規程)で規律し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。
 - ・社内通報規程により不正の早期発見・是正を図り、コンプライアンス経営を確保します。
 - ・人権方針を定め、当社グループ及びステークホルダーにおける人権の尊重を図ります。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、決裁申請書、稟議書その他の職務の執行に係る文書等の情報は、文書管理規程に従い保存及び管理を行います。なお、機密文書については、各部署が重要性の高い文書を指定機密文書として適切な利用並びに管理を行います。
 - ・情報システム管理規程に加えて情報セキュリティ管理規程を制定し、情報セキュリティ委員会を設置して、財務諸表の作成に資することはもとより情報システムに関する電子情報全般の管理体制の確立を行うとともに、個人情報保護規程を制定し、個人情報保護方針の周知と個人情報の管理を徹底します。
 - ・マイナンバーに関しても、安全管理体制の確保に努めます。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) 内部統制規程: 担当部署または内部統制委員会において、与信リスク、安全衛生リスク等、ビジネス活動で直面するリスクの特定、評価、対応を含めたリスクマネジメントを推進し、リスクに対応した基準やマニュアル等を策定しています。その活動の概要は定期的に取締役会へ報告します。
- (b) 危機管理規程: 災害等(地震、火災、新型インフルエンザ、その他)に起因する緊急事態について、災害対策本部を設置して、各部署に委員を配置します。また、首都圏直下型地震に備え、人命の安全確保及び事業早期再開の取組みに関するマニュアルを策定しています。
- (c) 内部者取引防止規程: 社内情報管理の強化を図るとともにインサイダー取引を未然に防止し、証券市場における信頼を確保することに努めます。また、インサイダー取引防止のため幹部従業員等への研修をします。
- (d) 情報システム管理規程・個人情報保護規程・情報セキュリティ管理規程: 情報漏洩リスク及び情報セキュリティの全社管理・統括を実行します。通販関連部門でのISO27001の認証取得を基礎として、情報セキュリティ管理体制のさらなる拡充を図ります。
- (e) 反社会的取引防止規程: 反社会的勢力との取引の防止に必要な社内体制や手続きについて定め、社会規範を尊重して良識ある企業活動を心がけます。
- (f) 品質管理規程: 品質管理委員会を設置して、製品安全法令等を順守し、商品品質管理を適切に実施します。
- (g) 関係会社管理規程: 重要な契約の締結、重要な投融资等は子会社等からの要請により当社で内容審議し、損失の危険の抑制を図ります。
- (h) 内部監査規程: 監査室を中心として内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会への報告経路を確保することにより、各部門での損失・危険の拡大防止を図ります。
- (i) 組織規程: 改定により会社のリスク管理に携わる会議体(経営会議、内部統制委員会、品質管理委員会、サステナビリティ委員会、衛生委員会、環境プロジェクト、情報セキュリティ委員会、ISMS委員会、DX委員会)の位置づけを明確にし、関連リスクの管理体制を明確にしております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役会の決議事項を取締役(監査等委員である取締役を除く。)で構成する経営会議に可能な限り委任し、迅速かつ効率的な意思決定を図ります。
 - ・当社は原則、取締役会を毎月1回、また、取締役(監査等委員であるものを除く。)で構成する経営会議を月2回開催し、業務の全般的執行方針及び重要な業務の実施等に関し、多面的な検討を経て適切に決定するため、協議や報告を行います。
 - ・業務の効率的運用や責任体制の確立を図るため、並びに監査等委員会設置会社への移行に伴い組織規程、業務分掌規程、職務権限規程並びに職務権限基準等を見直すとともに取締役会付議基準や決裁手続きを定めています。
 - ・中期経営方針に基づき、中期経営計画の策定及び各部門長方針を策定し、定めた方法により経営計画の進捗状況の確認や経営目標の達成度向上を図ります。
 - ・執行役員制度を導入し取締役会における決定事項に基づいて、代表取締役社長のもと執行役員は業務執行を迅速に遂行する体制を整えてい

ます。

・企業統治を強化し、企業価値の維持と向上を図るべく、社外取締役を中心に構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬については同委員会に諮問し、その答申を受けたくうで決定します。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス基本規程と全従業員の規範や基準であるコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱(行動羅針盤)を制定して、全従業員がルールを順守し誠実かつ公正に業務遂行するようコンプライアンスの徹底を図ります。

・当社及び子会社等の全従業員に規範や基準を明確にするため、当社のコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱(行動羅針盤)を配布し常時閲覧することができるようにしています。

・各部門は、企業活動に関連する法令を洗い出し、リスク評価を実施し予防措置、対処方法、是正手段を検討します。

・企業取引の公正化をより進行させることで、取適法(中小受託取引適正化法、旧下請法)マニュアルの整備を図り順守しています。

・就業規則等により、営業秘密の漏洩防止と適正な労働環境の確保を図ります。旅費規程につき、物価等経済動向を反映させ公正を図ります。また、ストレスチェックの着実な実施により、従業員のメンタルヘルスの確保を図ります。

・業務執行部門から独立した内部監査部門が、各部署の業務プロセス等を定期的に監査し、業務活動の有効性、適法性、社内規程の順守等に関する検証を行っています。監査結果や改善の要否を代表取締役社長へ報告するとともに、改善指導事項を各部門へ通知し、各部門は是正を行います。

・コンプライアンス担当部署及び内部監査部門は、平素より監査等委員会と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討します。

・従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように、社内通報規程に基づき相談・通報窓口を設置しています。

・ハラスメント防止規程及びカスタマーハラスメント対応方針を定め、従業員の安全配慮を図ります。

・子会社等は、コンプライアンスに係る諸規程を制定し、子会社等の社長及び各部門長が実行します。

(6) 当社及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社等に対する統一的な管理事項を定めた関係会社管理規程を制定するとともに、管理部署は子会社等が行う重要事項に関して承認基準を制定しこれに基づいて実行します。子会社等の取締役等は、同規程に基づき、毎四半期単位に経営状況と今後の方針等を当社の取締役等へ報告します。

・出向規程に基づき、常勤・非常勤にかかわらず子会社等の取締役または監査役として本社従業員等を派遣し業務及び会計の状況を定期的に監督します。

・企業集団の業務運営状況を把握し、その改善を図るため、内部監査規程に基づき業務執行部門から独立した内部監査部門が各子会社等の内部監査を実施するとともに財務報告の信頼性及び業務の適正を確保することを目指します。

・子会社等は短期利益計画を立案し、これを当社の取締役会にて審議・承認することにより、子会社等の取締役等の職務の実効性を高めます。

・子会社等の取締役は、経営計画との齟齬が生じた場合、毎月の会議体及び幹部従業員とのコミュニケーション等により計画修正し職務遂行を図ります。

・子会社等の従業員等に対して規範や基準を明確にするため、子会社等においてもコンプライアンス企業行動指針及びその実施要綱(行動羅針盤)を順守します。

・子会社等との取引については、基本契約や社内規程等に基づき市場価格によって適切に行います。

・子会社等の従業員等が、法令順守上疑義のある行為等について直接情報提供が行えるように子会社等においても相談・通報窓口を制定します。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

・監査等委員会からの要請に基づき、監査等委員会の職務を補助するために必要な要員を配置します。

(8) 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助する使用人に対しては、当社の内部監査部門以外の他の部署に属さないこととし、独立した対応を確保します。

・監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会の職務の補助にあたる際は、取締役会の指揮命令系統には属さず、同使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分その他人事上の措置は、監査等委員会の承認を得ます。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員の職務を執行する上で必要な費用は請求により、会社は速やかに支払うものとします。

(10) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・内部監査部署が実施した内部監査の結果や内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の活動状況について監査等委員会に報告します。また、監査等委員会が追加監査の必要性を認めるときは、追加監査の実施または業務改善等の施策の実施を求めることができます。

・社内通報規程に基づく相談・通報制度により、経営幹部等の不正が通報された場合は、速やかに監査等委員会に報告します。

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

・子会社等の取締役会またはこれに準ずる会議体に出席した当社の非常勤役員等がコンプライアンス等に係る事項を発見したときは監査等委員会に報告します。

・子会社等を監査する際、当社の監査等委員会は監査対象項目としてコンプライアンスに係る項目も監査・確認します。

・子会社等についても、公益通報者保護法に基づき、社内通報規程を制定し社内通報制度を行った従業員等に対して不利益な取扱いをしないこと、及びその個人情報の保護を担保します。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会は、監査の実施にあたり、内部監査部門及び会計監査人と連携するほか、取締役会・経営会議等の重要な会議体に出席し、その場において必要な意見を述べ、または説明を求めることができます。また、内部監査部門は、取締役会及び監査等委員会の双方に対して報告を行います。

・監査等委員会は代表取締役社長並びに取締役(監査等委員である取締役を除く。)、内部監査部署及び会計監査人と意思疎通を図るため定期的に意見交換会を開催します。

・監査等委員会は会計監査人を監視及び検証し、会計監査人の独立性を確保するとともに会計監査人の監査報告について独自に報告を受けます。

・監査等委員である取締役の指名・報酬・職務に関しては、取締役の規律から独立した社内規程(監査等委員会規程)を整備し、監査等委員会の独立性を確保しつつコーポレート・ガバナンスの充実に図ります。

(12)財務報告に係る内部統制

・当社は、財務報告に係る信頼性を確保するため、金融商品取引法に則り文書化やフローチャート等整備を行い、財務報告に係る内部統制の有効性評価を行っています。その結果、当社は、財務報告に係る内部統制は有効であり重要な不備はないと評価しています。

なお、前12項に係る社内規程、規定、制度、マニュアル、手続き等は各担当部門において継続的に見直し、必要に応じて改廃、制定、改善等を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

企業行動規範や、コンプライアンス企業行動指針の実施要綱(行動羅針盤)にて反社会的勢力の排除を規定しているほか、反社会的取引防止規程並びに反社会的勢力対応マニュアルを制定し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに警察当局等と連携し、事由の如何を問わず組織的に毅然とした態度をもって対応します。

また、各種契約書等に反社会的勢力と判明した場合などに備え、必要な条文を挿入し牽制しています。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示に関する体制は、以下のとおりです。

1. 基本方針

当社は、投資者等への公正かつ適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識しており、常に投資者等の視点に立ち迅速、正確かつ公平な開示を投資者に対して行うとともに、法令及び取引所規則等を順守し、会社情報の公正な提供について真摯な姿勢で臨むこととしております。

(弊社ディスクロージャーポリシー <https://www.shimojima.co.jp/ir.html>)

2. 適時開示の手続

(1) 情報収集に関して

当社グループにて、投資家の方々の投資判断に影響を与えるような重要事実が発生したら、総務部・経理部等の各関連部署が情報を集約し、情報開示責任者に報告します。同責任者は、インサイダー取引防止規程に基づいて情報を管理したのち、会社法、金融商品取引法などの関連法令及び東京証券取引所の有価証券上場規程に則り、迅速に開示を判断します。

開示の判断に際して、情報開示責任者は、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の意見を聴取します。

(2) 開示方法に関して

情報開示責任者が開示の判断を示したら、総務部または経理部は、東京証券取引所が指定する方法(適時開示情報伝達システム(TDnet))により適時開示を実施します。経理部は、決算等の財務情報に関して、総務部は、その他の非財務情報に関して、開示実務を行います。

(3) モニタリングに関して

情報開示責任者が適時開示を実施するにつき、監査室、取締役会及び監査等委員会は、それぞれ同開示の内容及び状況を監視します。

スキルマトリックス

氏名	役職	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		企業経営 (リーダーシップ)	営業/ マーケティング	海外戦略	法務/ リスクマネジメント	財務/ 会計/ M & A	人事/ 人材開発	DX (IT)	SCM (物流)	R & D/ 商品開発	サステナビリティ
笠井 義彦	代表取締役社長	○	○	○						○	○
小野 寺 仁	専務取締役	○			○	○		○	○		
大貫 学	取締役	○	○	○						○	○
渡辺 昭 一	取締役	○	○						○	○	○
池田 裕 子	取締役				○	○	○	○			○
尾尻 新 吾	取締役	○	○	○				○	○	○	
高野 雅 司	取締役	○	○		○	○					○
梅野 勉	社外取締役	○	○	○			○			○	
岩崎 剛 幸	社外取締役	○	○				○	○			
古橋 孝 夫	取締役 (監査等委員)				○		○	○		○	○
唐澤 貴 夫	社外取締役 (監査等委員)				○	○	○				
大木 智 博	社外取締役 (監査等委員)				○	○					
金井 千 尋	社外取締役 (監査等委員)	○			○	○			○		○

※注: 各取締役が有するスキルの内、特に知見・経験が深い項目を「○」で表現しております。「○」は、各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。

スキル項目	スキルの定義
企業経営 (リーダーシップ)	企業経営に関する豊富な知識・経験を有し、中長期的な視点から経営戦略の策定や重要な経営判断に資する能力。
営業／マーケティング	営業・マーケティング戦略に関する知識・経験を有し、事業成長や収益力向上に向けた戦略の検討に資する能力。
海外戦略	国際事業や海外市場に関する知識・経験を有し、グローバルな事業展開や国際的な事業環境を踏まえた経営判断に資する能力。
法務／リスクマネジメント	法務、コンプライアンス及びリスク管理に関する知識・経験を有し、適切なガバナンス体制の構築及びリスク管理の強化に資する能力。
財務／会計／M & A	財務、会計及びM & Aに関する知識・経験を有し、企業価値向上に向けた財務戦略や投資判断の検討に資する能力。
人事／人材開発	人事、労務管理や人材開発に関する知識・経験を有し、人的資本の強化や組織力向上に向けた施策の検討に資する能力。
DX (IT)	IT及びデジタル技術の活用に関する知識・経験を有し、デジタル化や業務改革を通じた企業価値向上の検討に資する能力。
SCM (物流)	サプライチェーンマネジメントや物流に関する知識・経験を有し、調達、在庫管理、物流ネットワーク等を含むサプライチェーン全体の最適化や事業効率化の検討に資する能力。
R & D／商品開発	商品企画や商品開発に関する知識・経験を有し、市場ニーズを踏まえた新たな価値創出に向けた商品戦略の検討に資する能力。
サステナビリティ	サステナビリティに関する知識・経験を有し、環境・社会課題への対応を踏まえた持続的な企業価値向上の検討に資する能力。